危険物施設の立入検査で見られる「繰り返しの違反」例

| 違反内容 | よくある例 |
|------------------|---|
| 定期点検の未実施または未記録 | ・前回実施から1年以上経過している |
| | ・実施しているが、実施日等の情報の記入漏れ |
| 常時閉鎖が必要な出入口を開けっ放 | ・ドアノブにロープをひっかけている |
| しにしている | コンクリートブロック等のおもりを置いている |
| 可燃性蒸気の滞留するおそれのある | • 掃除機、洗濯機、扇風機等が非防爆構造 ※1 |
| 場所で非防爆の電気機器を使用 | ・コンセントの接続部 ※2 |
| 可燃物が常時置きっぱなしになって | 衣類やタオル等を干している |
| いる | ・大量の段ボール、タイヤ等 |
| 危険物施設に不必要な物品を存置 | ・油庫等の倉庫ではない場所を倉庫のように使用 |
| | ・空ドラム、廃タイヤ、廃バッテリー等 ※3 |
| 保有空地に物品を存置 | ・ドラム缶、パレット、廃棄物等 ※4 |
| 許可されていない危険物または許可 | ・許可されていないガソリンを携行缶で保管 |
| 以上の数量を保管している | ・まとめて購入した方が安くなるため、一時的に許 |
| | 可数量を超えることがある |
| 危険物取扱者免状所持者が不在 | ・人事異動や退職等で免状所持者が不在 ※5 |

- ※1 一般的な電化製品は防爆構造になっておりません。どうしても使用したい場合は、屋外や大気にさらされている部分であれば、地盤面から0.6m以上の高さ(モーター等火花の出る恐れがある部分に限る)での使用を徹底してください(条件によっては距離が異なる場合があります)。屋内等で可燃性蒸気が充満する恐れのある部分では使用不可です。
- ※2 コンセントの接続部が非防爆構造であれば、接続部をO. 6m以上の高さで管理してください。
- ※3 交換等の作業で一時的な保管は許容されますが、速やかに可燃性蒸気の及ばない部屋や敷地外に移動、または業者に回収してもらってください。
- ※4 保有空地は延焼防止や消防活動のスペースとして空けておく場所です。不燃物であっても置くことはできません。
- ※5 学校や役場等の危険物施設との関わりが少ない施設に多いので、計画的に危険物取扱者免状を職員に取得させるか、 危険物取扱者免状所持者を雇うようにしてください。

これらの違反は、即時改善や数日で対応可能な違反のため、次回立入検査に行くと同じ指導を行う場合が多いです。危険物保安監督者、店長、担当者等に変更が生じた後は特に気を付けてください。今後は繰り返して同じ違反を行っていることが分かった場合、厳正に対処させていただきます。

これはあくまでも多い事案の例ですので、これ以外でも繰り返しの違反を確認した場合には、厳正な対応をとらせていただきます。

問い合わせ先:鳥取県東部広域行政管理組合消防局 予防課保安係(0857-23-2461)





常時閉鎖が必要な出入口のドアに石を挟んだり、消火器を置いて閉まらないようにしている様子





防爆構造ではないコードリールや掃除機を嵩上げして使用している様子 地盤面から0.6m以上の高さが必要なのは、コードリールは接続部分、掃除機はモーター部分です



保有空地に容器やパレットが存置



廃タイヤ、空ドラムを存置